

## ◎新潟県告示第269号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。  
平成25年3月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 1 起業者の名称

社会福祉法人悠游

### 2 事業の種類

（仮称）特別養護老人ホームラポール併設（仮称）グループホームラポール新築工事

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

見附市今町5丁目地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

#### (1) 法第20条第1号の要件への適合性

（仮称）特別養護老人ホームラポール併設（仮称）グループホームラポール新築工事（以下「本件事業」という。）は、法第3条第23号に該当し、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は本件事業に必要な予算について、自己資金のほか借入金及び補助金等により予算措置を講じており、また、現在ほかの福祉施設を運営している実績もあることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号の要件への適合性

##### ア 得られる公共の利益

見附市では、総人口の減少傾向に反し高齢者人口が増加しており、中でも75歳以上の高齢者の増加が著しいことから、高齢者福祉施設が不足し入所希望待機者が増加している状況である。市で行ったアンケートにも福祉施設の充実を要望する回答が多く、特に特別養護老人ホーム等の整備が求められる結果となっている。また、高齢者が高齢者の面倒をみる割合も半数近くあり、この割合は今後大きくなると予想されている。そのような中、平成24年度から平成26年度までの3箇年を計画期間として「見附市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定し、地域密着型の特別養護老人ホーム及びグループホームの整備を計画しており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健福祉サービス等の充実を図ることとしている。

本件事業の実施により、入所希望待機者数を減らすことで、今よりも入所希望者の要望に応えることが可能となり、地域福祉の向上につながることから、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

本件事業では起業地周辺に住宅が多いことから、日照や景観に対する影響を考慮して建物は2階建てにとどめるほか、施設に設置する設備の種類や位置、駐車場の配置等も考慮し騒音を極力抑えるなど、周辺環境への影響の対策を講じており、得られる利益のマイナス要因はきわめて少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

##### イ 失われる利益

本件事業地内は、文化財保護や鳥獣保護等、特別な措置を講ずべき地域の範囲に含まれていないことを見附市で確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないものと認められる。

##### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、地域密着型という特性から、利用者が入所後も地域社会との関わりを持ちながら、今までの生活環境を大きく変えることなく生活できる場所であることが望ましく、それらを考慮して2箇所を選定し比較検討した結果、住宅街で近隣住民と交流しやすいことや、国道近くで交通の便がよく近所での買物も容易である本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように高齢者人口の割合が増加している現状を踏まえ、市の計画に基づき特別養護老人ホーム及びグループホームを整備し、増加している入所希望待機者の減を図るものである。また、市で2番目に人口が多い今町地区に特別養護老人ホーム及びグループホームがないことから、地区周辺住民から同地区での整備を望む声が多く寄せられている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

見附市保健福祉センター